

## 生活編

### 【災害弔慰金の支給】

- ◆ 災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律、生計維持者が死亡した場合：500万円、その他の方が死亡した場合：250万円）を支給します。災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方）のご遺族（死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹（※）の順のうち、順位が最も高い方が対象となり、同一世帯にいるご遺族が優先となります。）です。  
※ 兄弟姉妹については、平成23年7月25日に改正災害弔慰金支給法が成立し、死亡した人と死亡当時同居するか生計を同じくしていた方に限り、災害弔慰金の支給の対象とすることとされました。
- ◆ 詳しくは、被災の際に居住していた市町村の健康福祉担当窓口又は宮城県震災援護室震災援護班（Tel：022-211-3433）にお問い合わせください。

### 【災害障害見舞金の支給】

- ◆ 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律、生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円、その他の方が重度の障害を受けた場合：125万円）を支給します。
- ◆ 詳しくは、被災の際に居住していた市町村の健康福祉担当窓口等にお問い合わせください。

### 【被災者生活再建支援法による支援金】

- ◆ 被災者生活再建支援法が宮城県内全域に適用されることとなったため、住宅全壊、半壊、居住不能等となった被災世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づく支援金を支給することとされています。当該支援金は、住宅被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」の合計額となります。
- ◆ 申請期限は、基礎支援金が平成26年4月10日まで、加算支援金が平成30年4月10日までと、それぞれ延長されています。
- ◆ なお、公営住宅や仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ含む。）の場合は、被災者生活再建支援制度の加算支援金（賃借）の申請はできませんが、応急仮設住宅扱いの期間終了後に自己負担で賃借する場合は申請可能です。

### 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。  
(※世帯人数1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額となります。)

#### ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体（半壊等をやむを得ず解体）	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

#### ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

(注) 一旦、住宅賃借後に、建設・購入（又は補修）する場合は合計で200（又は100）万円です。

- ◆ 詳しくは、被災の際に居住していた市町村の窓口又は宮城県消防課管理調整班（Tel：022-211-2372）にお問い合わせください。

### 【災害援護資金の貸付】

- ◆ 災害により負傷又は住宅・家財に大きな被害を受けた方に対して、災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律、最高350万円）の貸付けを行います。東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けについては、その償還期間と据置期間を延長（償還期間10年→13年、据置期間3年→6年又は8年）し、連帯保証人無しでの融資可能、据置期間経過後の利率引下げ（通常年3%→保証人有が無利子、無が年1.5%）となっています。
- ◆ 詳しくは、被災の際に居住していた市町村福祉担当窓口及び宮城県土木部建築宅地課建築指導班（Tel：022-211-2512）にお問い合わせください。

### 【生活福祉資金制度による貸付】

- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものですが、東日本大震災により被災した低所得世帯に対する貸付けについて新たな特例措置として生活復興支援資金（①一時生活支援費：二人以上世帯月20万円以内（6か月以内）、②生活再建費：住居移転費、家具什器費80万円以内（一括交付）、③住宅補修費：住宅補修費250万円以内（一括交付）、いずれも貸付利子は連帯保証人有が無利子、無が年1.5%）を新設しています。

- ◆ ただし、上記①の一時生活支援費については、生活保護申請予定・受給世帯、失業給付や公的年金の受給資格有・受給中及び訓練・生活支援給付申請予定・受給中の場合は対象外です。
- ◆ 詳しくは、市町村社会福祉協議会、宮城県社会福祉協議会（Tel：022-225-8478）又は宮城県社会福祉課地域福祉推進班（Tel：022-211-2519）にお問い合わせください。

### 【母子寡婦福祉資金の貸付】

- ◆ 母子家庭や寡婦（夫と死別または離別され、再婚されていない女性）の方を対象に経済的な自立と生活の安定を図るため必要な経費として母子福祉資金及び寡婦福祉資金を貸し付けています。災害により被災した母子家庭や寡婦の方に対しては、住宅資金の貸付限度額の拡大、償還の猶予等の特例措置が講じられています。
- ◆ 詳しくは、市町村の保健福祉担当窓口等にお問い合わせください。

### 【埋火葬費用の給付】

- ◆ 今回の震災で亡くなられた方のご遺族（ご遺族がいない場合は埋火葬費用を負担された方）に対し、i）埋火葬に要した一般埋火葬費（火葬費、棺及び付属品、骨箱、骨壺一式及びご遺体搬送費用。上限額：201,000円（12歳以上）、160,800円（12歳未満））、ii）ご遺体の納棺、長期保管等にかかった費用（納棺費用及びご遺体保管費用。実費額相当分）等を給付します。（葬儀に係る式典等の費用は対象となりません。）
- ◆ 詳しくは、各市町村の生活衛生担当窓口等にお問い合わせください。

### 【災害義援金の配分】

- ◆ 日本赤十字社等義援金受付団体や宮城県に寄せられた義援金について、宮城県では、「宮城県災害義援金配分委員会」において配分の考え方を決定し、震災当時居住していた市町村を通じて、被災者に災害義援金を届けることとしています。  
現在の義援金配分額は、以下のとおりとなっています。

配分対象		義援金受付 団体配分額 (1次～4次)	県配分額 (1次～3次)	合計
人的被害 (1人当たり)	死亡・行方不明者	100万円	15万円	115万円
	災害障害見舞金支給対象者	10万円	10万円	20万円
住家被害 (1世帯当たり)	全壊	92万円	15万円	107万円
	大規模半壊	70万円	10万円	80万円
	半壊(大規模半壊除く)	48万円	5万円	53万円
津波浸水区域※1にお ける住家被害 (1世帯当たり)	全壊	27万円	3万円	30万円
	大規模半壊	14万円	3万円	17万円
	半壊 (大規模半壊除く)	7万円	2万円	9万円
	仮設住宅未利用世帯 (加算)※2	10万円	—	10万円
震災孤児(1人当たり)		—	50万円	50万円
母子・父子世帯(1世帯当たり)※3		10万円	20万円	30万円
高齢者施設・障がい者施設入所者等(1人当たり)※4		10万円	10万円	20万円

※1 津波浸水区域

平成23年度分の固定資産課税免除区域として告示されている区域

※2 仮設住宅未利用世帯

津波浸水区域において、大規模半壊以上の住家被害を受け、応急仮設住宅(プレハブ住宅・民間賃貸住宅借上げ)を利用したことがない世帯。

※3 母子・父子世帯

(1) 東日本大震災時に母子(または父子)世帯であり、震災により半壊以上の住家被害を受けた世帯。

(2) 東日本大震災に起因する理由により配偶者が死亡し、母子(または父子)世帯となった世帯。

注) ここでの「子」とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた方。

※4 高齢者施設・障がい者施設入所者等

東日本大震災により大規模半壊以上の被害を受けた高齢者施設及び障がい者施設に入所していた方。

ただし、震災による死亡・行方不明者の方を除く。

- ◆ 詳しくは、震災当時居住していた市町村又は宮城県社会福祉課(Tel:022-211-2516)にお問い合わせください。

[ガイドブック目次に戻る](#)  
[東北管区行政評価局HPに戻る](#)